

# 情報公開審査会の答申を受けて 県警旅費、食糧費開示幅拡大 —不正調査申し入れ、新たな監査請求へ—



仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 齋藤 拓生

県警のカラ出張の旅費の返還を求める住民訴訟において、被告3名は5月9日、請求を認諾しました。被告らは法廷で「これ以上裁判を続けて個人の生活や家庭を犠牲にしたくない」とその理由を陳述しましたが、これは全くのデタラメです。もしそれが事実なら、訴訟を提起された当初に認諾していたはずですが、提訴後、1年半の間、カラ出張の有無を巡り激しい論争を行い、3名の被告人尋問も終了し、実際に出張した（ことになっている）最も重要な庄子信一証人の尋問を残すのみとなった訴訟の終盤で、しかも同証人の尋問実施日の3日前に突然認諾した理由はたった一つです。

それは、庄子信一証人が出廷を拒否したからです。出張した本人である以上、庄子証人としては、①出張の目的（必要性）、②出張先の誰に会って何を話したのか、③どこに泊まったのか、④出張した結果を誰に報告し、それをどのように活かしたのか、の4点を具体的に証言しなければなりません。出張した事実がない以上、①～④をねつ造し、偽証しなければなりません。

カラ出張を隠蔽するために偽証までしなければならなくなった庄子証人の苦悩を見るに見かねた元上司の被告3名が、出廷回避の最後の手段として認諾という挙に出たのです。

庄子証人の出廷拒否と被告らの請求認諾は、被告がどんな言い訳をしたとしても、カラ出張を事実上認めたものと評価せざるをえません。それは、情報公開審査会の答申にもとづき、5月24日に開示された資料の分析結果とも完全に一致します。

5月24日の開示で、「捜査関係用務」とされていた8件の出張の内容、警部（相当職）の氏名等が開示されたことによって、「8件の「捜査関係用務」は、実際には単なる「事務連絡」である、出張先は千葉県と東京都だけである、8件いずれにも庄子信一課長補佐が出張している、平成6年

度の3件の出張者は、いずれも庄子信一・田村秋志両課長補佐となっている、旅費は、いずれも本来捜査費用には充てられない一般警察活動費から支出されている。」といった事実が新たに判明しました。これらの事実は、特定の場所に、特定の人物が多数回出張するという、カラ出張のパターンの1つを示すもので、この事実を隠ぺいするために、「捜査関係用務」を名目に、当初の全面非公開がなされたことは明白です。

にもかかわらず、被告代理人は法廷で、「カラ出張を認めたわけではない」と答弁し、宮城県警も「適正な執行であることを明らかにするために最後まで争ってほしかった」とコメントしています。カラ出張だから金を県に返せという住民訴訟で請求を認諾しておきながら、「カラ出張ではない」と答弁するのですから、実に奇妙な決着といわざるをえません。従って、県はこの金をカラ出張によって被った損害の補填として受領するのか、寄附として受領するのか、原告らは同一出張につい



No.16 / 2002年6月14日(金)

発行

仙台市民オンブズマン  
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F  
宮城地域自治研究所内  
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267  
<http://www.hitplaza.netSPACE.or.jp/doc/omb/index.htm>  
e-mail: s-ombuds@nifty.com

て、出張者本人に再度返還を求めることができるかという課題をかかえることになりました。

では、なぜこのようなことになってしまったのか。この問題の背景を考察するうえで最も重要なのは、平成11年1月29日に行われた、情報公開条例改正に伴う知事と中川県警本部長との会談です。問題の原点はここにありま。そこでは要旨以下のようなやり取りがなされました。

知事「県警の不適正支出について確認せざるを得ない。県民も注視しており、どこに対しても明確に説明しなければならないものである。」

中川本部長「不適正支出はなく、適正に執行している。」

知事「どのような方法で確認したのか。」

中川本部長「県警では、県監査委員の監査を受けるとともに、内部監査体制を強化し、徹底した点検を行い、適正に執行されていることを確認している。」

知事「内部監査については疑問だ。」

中川本部長「我々は、捜査機関であり、捜査機関が不正をしたり、これを見逃したりすることは考えられない。したがって、内部監査とはいえ、我々の監査は真剣であり、この調査の結果、不適正支出はなかったことから、問題を指摘されることはないと確信している。」

中川本部長のこの発言によって、知事は県警の不適正支出の調査を断念しました。しかし、中川本部長のいう内部監査なるものは、実際には行われておらず、知事は、まんまと一杯食わされたことが、後に情報公開請求によって明らかになりました。

にもかかわらず、知事はこれを放置しました。県警を実施機関にするための情報公開条例改正案

を巡る県議会の審議の中で、「説明責任を欠いた警察支出には、不透明感が残り、国民の不信を増長させた」と厳しく批判し、「(知事として)税金の適正な使い方について、最終的な責任を負っている」とまで述べた知事が、この問題をそのまま放置したことが、今回の異常な認諾につながったのです。

知事が中川本部長のいう内部監査が行われていないことを知った時点で、再度の調査の申し入れをし、拒否されたらすかさず監査請求をしていれば、不正経理の有無はとっくの昔に明らかになったはず。その意味で、警察の不正経理の究明を中途半端にした知事の怠慢は重大と考えます。

そこで、知事に対して、下記の点について、公開質問を行いました。

記

①上記住民訴訟で請求の認諾した被告らが支払った約150万円を、どのような趣旨の金と認識して受領したのか。

②県警本部長に再度、不正調査の申し入れをするお考えはあるか。

③もし県警本部長がそれを拒否した場合、訴訟で問題になっている平成6年度、7年度の総務課の出張と、平成12年度の犯罪捜査報償費の2点について、知事として宮城県監査委員に監査請求する考えはあるか。

また、県警本部長に対しては、「知事から再度不正調査の申し入れがあった場合、拒否するのか否か」について、公開質問を行いました。

仙台市民オンブズマンとしては、知事に真相究明の考えがない場合、情報公開審査会の答申を受けて開示された資料を根拠に、カラ出張した本人を相手とする新たな監査請求を出すことにしています。

## 政務調査費の透明性は？

仙台市民オンブズマン 庫山 恆 輔  
事務局長

平成13年4月以降、政務調査費が、地方議員および会派に対して、条例にもとづいて交付されることになりました。宮城県で、13年度中に条例が施行されたのは、宮城県・仙台市・石巻市・塩釜市・古川市・白石市・多賀城市・名取市・角田市・岩沼市・気仙沼市・柴田町・三本木町・大郷町・河北町・河南町・女川町・本吉町・桃生町の19自治体です。

これらの自治体の調査費の支出内容や透明性はどうか。北海道・東北ネットワークが札幌例会（6月29日～30日）に向けて一斉調査を行うのに合せて、仙台市民オンブズマンも、タイアップグループの協力を得て情報公開請求による調査を行いました。（都合により柴田町のみ未請求）。事前の調査では、宮城県・仙台市・柴田町・河北町を除く15自治体が収支報告書に領収書の添付を義務づけていましたので、その実態がどうなっているのかが注目される所でした。

6月上旬までに、柴田町を除く18自治体の資料がそろいましたので、現在集計・分析作業が続いているところです。（くわしい分析結果は札幌例会で報告の予定）。

注目の領収書の添付は、宮城県・仙台市・河北町を除いて、全ての議員・会派の収支報告書に添付されていました。未添付の3自治体の後進性が浮きぼりになる結果でした。宮城県の場合、5万円以上の事業については、実績報告書に記載されていますが、それによって支出の透明性が向上したとは到底いえるものではありませんでした。視察研修旅行の場合、研修計画、研修報告がきちんとつくられていない自治体も見受けられました。領収書があっても、研修内容がよくわからないのは問題です。また、年度末の観光旅行と見られる「研修旅行」や物品購入など、その支出内容に疑問の残るものもあります。一方、受領の意思が無く、交付申請をしていない議員もいるなど、細かく見ると、いろいろ興味深い結果が得られそうです。

# オンブズマン全国大会

## 第9回大会は宇都宮(2002.9.14~15)、 第10回大会は仙台(2003.8.30~31)で開催

仙台市民オンブズマン  
事務局長 庫山 恆 輔

第9回全国大会は、2002年9月14日(土)~15日(日)の日程で、宇都宮市で開催されます。大会の内容は、6月1日の拡大幹事会で検討され、ほぼ固まってきました。

メインテーマは、総合研究「監査請求」。監査請求を市民の手に、という視点で、交通安全協会に対する委託料についての監査請求の取り組みについての報告や、現行監査制度の問題点、改善方向等が問題提起され、監査制度のあり方が総合的に論議される予定です。

分科会が復活し、以下の5つのテーマで持たれます。①公共事業。都市再開発をとりあげます。②談合対策。効果的な談合防止策をどうつくりあげるか等を論議します。大川隆司・松葉講三両弁護士が検討委員に就任した長野県の動向が注目されます。③包括外部監査。今年も「通信簿」が作成されます。その内容を学ぶことが中心となりそ

うです。④情報公開法。施行後の運用の実態等を論議します。仙台市民オンブズマンが担当することになりましたので、チームをつくって内容をつめていくことになります。⑤監査請求入門。初心者向けの入門講座のようなものになりそうです。

栃木のオンブズパーソンは、北海道・東北ネットワークの一員です。大会成功のために、仙台市民オンブズマンも全面的に支援することが求められています。大会資料の作成を分担するのもその1つですが、最大の支援は、何といても多くの人が大会に参加することです。タイアップグループの方に参加を呼びかけます。

ところで、6月1日の拡大幹事会で、来年の第10回大会を仙台で開催することが、正式に決定されました。日程は2003年8月30日~31日。

7月の総会で論議し、オンブズマン、タイアップ一体となつての取り組みを開始することになります。

## 北海道・東北市民オンブズマン ネットワーク報告

仙台市民オンブズマン  
弁護士 十 河 弘

第19回北海道・東北市民オンブズマンネットワークが、2002年2月2日、3日福島県いわき市において行われました。初日は「公共事業のムダをどのようにとめるか」をテーマに岩手大学教授井上博夫氏、当オンブズマン事務局長庫山恆輔氏、東京市民オンブズマンの弁護士谷合周三氏、などがパネラーとなって、パネルディスカッションを行いました。井上博夫氏から費用対効果を度外視した(もしくは需要見込みを過大に見積もった)公共事業の実態が報告され、谷合弁護士からは、公共事業の必要性を行政が十分検討しないといったん計画ができてしまうと進んでしまうことから、包括外部監査や事前差止を検討すべきことが指摘されました。その後、元朝日新聞論説委員の小川明雄氏から特別報告がなされました。同氏は、公共事業を縮小する動きが全国的に広まっているかに見えるが、実際は都市再開発、道路整備

事業などにシフトしているから、これを見過ごしてはならないと鋭く指摘されました。2日目はネットワークの第19回例会が行われ、今年 of 全国大会(宇都宮)への援助、今後のネットワークとしての活動が議論され、次回例会までに①政務調査費の調査(担当:仙台)、②都市再開発事業の調査(担当:いわき)、③地域拠点法に基づく地域開発の調査(担当:弘前)を進めることになりました。午後からは市町村のオンブズマン活動について報告や交流が行われました。





次回（第20回）北海道・東北市民オンブズマンネットワークは下記の日程で開催されることになっています。本年5月には各地で一斉に政務調査費に関する情報公開請求をしており、その結果を分析して報告することになっています。

平成14年6月29日(土) から30日(日)  
市民フォーラム

「議員さんはいいな？政務調査費の実態を問う！」  
札幌：北海道立道民活動センタービル  
(かでの2・7)

## 第6回情報公開度ランキング 宮城県 1位を愛媛県と分けあう

仙台市民オンブズマン  
事務局長 庫山 恆 輔

第6回情報公開度ランキング調査は、①首長交際費の相手側情報、②議会の海外視察関係情報、③警察運転免許費委託料（対交通安全協会）関係情報（都道府県のみ）、④庁議等に関する政策形成過程情報、の4項目について行われました。調査のねらいは、基本的には昨年と同じです。

宮城県は、首長交際費・警察・庁議等情報で満点を得ましたが、議会情報は、30点満点中15点の低いレベルにとどまりました。その結果、単独でのランキングトップの座を維持することができず、愛媛県と1位を分けあう形となりました。

仙台市は、前回の4位から2位へと順位を上げましたが、5政令市が同点で2位に並んでおり、また点数も都道府県の上位と比較して低く、決して前進と評価できる状況ではありません。

今回の調査結果は、宮城県、仙台市それぞれに改善すべき課題を明確に示すものとなりました。

宮城県については、県議会の海外視察の企画・立案のあり方を抜本的に改革することが求められています。今回開示された文書では視察先に、どんな目的で、どんな必要性があって行くのかが明らかにされておられません。また、どんな理由で旅

行社を選んだのかも明らかにされておられません。群馬県や愛媛県のように、この点が県民によくわかるように、文書を作成し、公開する必要があります。

仙台市および仙台市議会は、全ての項目の見直しが必要です。特に政策形成過程情報については、システム改革で一定の前進が見られているわけですが、「意思形成過程」を理由とした、過度と思われる非開示措置の改善が強く望まれています。

情報公開の推進力は、絶えまない市民の問題提起です。私たちは、今後とも、国および地方自治体の情報公開の前進のために努力を続ける必要があります。



## 国体についての調査

仙台市民オンブズマン副代表  
歯科医師 島 和 雄

施設整備、大会運営等について過去5年間の国体開催県にたいしアンケート調査を行った。回答は神奈川・熊本・富山の3県と同市町村からで、国・体協の応分負担（経費・人員など）、設備・備品等の使い回しや既存施設の活用など、何れも貴重な意見が寄せられた。「中央政府が集権的に公共事業を実施し・・・需要サイドから経済システム

に介入しても意味がない（神野直彦著：『人間回復の経済学』より）」と言われる今日、トップダウン的国体開催の問題点が浮き彫りになってきたと言える。

歴史のエポックと言われる21世紀初の宮城国体についても、続々と回答が寄せられ、経済上、運営上の問題だけでなく、国・体協・開催地方公共団体の法（規則）的・構造的側面も含め、現在集計・分析を進めている。



# 裁

# 判

# 報

# 告

## 大年寺山訴訟

仙台市民オンブズマン 小野寺 信 一  
弁 護 士

最高裁から7月9日午後1時30分に口頭弁論が開かれるという通知があった。

住民監査請求は、問題が起きた時から一年間にしなければならないと決められているが、問題の発覚はたいてい一年以上経ってからである。その場合、「正当な事由」がなければ監査請求は起こせない。一年はいつからスタートするのか、「正当な事由」がある場合というのはどういう場合かについて、最高裁はいくつかの判断を示してきたが、いずれも分かりづらく、様々な解釈を生み、現場を混乱させてきた。

談合によって不当に入札価格をつり上げられたとして、適正価格との差額の賠償を求めた各地の住民訴訟も、この期間制限によってシャットアウトされてきたが、最高裁はこれらの事件についても口頭弁論を開くことにし、私も6月3日に傍聴に行ってきた。大川弁護士が期間制限を「住民訴訟のつまづきの石」と弁論していたことが印象に残った（それにしても最高裁のいかめしさはいったい何であろうか。薄暗い法廷の後ろの扉が自動的に開いて裁判官が入ってくるころなどはギリシャの神殿の儀式のようである。庶民的なドイツの裁判官と比較され、揶揄されるのも当然である）。

大年寺山訴訟の控訴審は、一年が過ぎても問題が発覚してから速やかに監査請求をすればOKという正しい判断を示したが、これが最高裁でも維持されるのかどうか。これから力を入れて答弁書を作成するつもりである。

## バルーン事件報告

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ 千 葉 晃 平  
弁 護 士

2002年2月14日、仙台高裁は控訴棄却の判決をなした。高裁判決は、一審で「一部政治家及び加藤助役の影響があったことは否定できない」と明確にされた点さえ「一部政治家からの口添えがあったことがうかがわれる」などと曖昧な認定に転じ、政治家らを擁護するかのとき判断をし、また「本件大会が『得体の知れない企画』であったなどということではできず」などと、行政の違法行為を覆い隠すかとき判断に終始したものであって、到底容認することが出来ないものである。そこで、旧態依然の行政裁量論から、新しい時代の流れにそった透明かつ市民の行政を実現するための適正な判断を求め、最高裁へ上告受理の申立てを行

い、現在、係属中である。

## 農産加工施設への補助金返還請求訴訟

仙台市民オンブズマン 高 橋 輝 雄  
弁 護 士

本件は、宮城県の農業振興補助金775万円が、佐々木久壽県議の妻が代表者となっている団体に交付されましたが、その交付が違法であるとして、右金額を県に返還せよという住民訴訟です。ようやく立証に入り佐々木県議の本人尋問が2回行われました。

立証の要点は第1に、右団体は補助金目当てに設立されたものであり、もともと同団体にはチーズやアイスクリームの生産能力がなかったのではないかと、補助金申請書にある生産計画はもともと達成不能だったのではないかと、第2に、農産加工施設の設置そのものよりは、上記団体作成のピラに記載のとおり「児童館」「後援会事務所」「宿泊施設」としての利用を中心に計画していたのではないかと。第3に、補助金申請書及び農地転用許可申請書での申請事項と実際と違うのは何故かなどでした。全体に極めて歯切れの悪い証言に終始しました。

今回は、右のあいまいな証言を理由として県の担当者の証人申請をする予定です。

## 官 遊 地

仙台市民オンブズマン 小野寺 信 一  
弁 護 士

健康上の理由で一回延期された青田証人の尋問が、7月18日AM10:30に予定されている。土地開発公社が買い集めた土地を仙台市が引き取りもせず放置し、その間、金利だけがふくらんでいる、いわゆる塩漬け土地（仙台市民オンブズマンは、半分からかってこれを官遊地と呼んでいる）の住民訴訟は、ワーストワンの水の森の図書館用地を対象をしぼり、買い付けを公社に依頼した当時の担当者を証人尋問するところまでこぎつけた。それが青田証人である。青田証人から、なぜこの土地を適地と判断したのか、買い付けを公社に依頼した後、何もなかったのはどうしてなのか、実際はバイパス用地の買収のために抱きあわせて買わざるをえなかったのではないかと、従って図書館用地とは名目にすぎず、そのため長期間放置されてきたのではないかと、を問う予定である。各種補助金をめぐる住民訴訟といい、官遊地の住民訴訟といい、政策決定の源流をたどると、そこには自治体特有の「判断の不在」が横たわっていることに気付かされる。住民生活を圧迫している自治

体の巨額の債務は、この「判断の不在」によって生み出されたとの感を深くしている。

## 宮城県警の食糧費と旅費の住民訴訟で勝訴

仙台市民オンブズマン 弁護士 松澤陽明

県警総務課の平成7年度の食糧費の一部がカラまたは無駄な懇談会に使用されているのではないかと提起した住民訴訟の判決が本年3月25日にありました。

判決は、懇談会開催について業務上の必要性を肯定しつつ、社会通念上支出できる相当な金額は8,000円であるとして、出席していた当時の県警本部長らに対し、これを超えた金額を宮城県に返還するように命じました。私達は、懇談会自体が元々単なる接待の場に過ぎないこと、酒席での懇談が公務上必要ということ自体が公務の性質上あり得ないこと、私的な懇談さえ何らかの形で公務に役立つと言えるもので、一般的な意見交換という懇談が公務に役立つか否かなどは検証不能の話であるから酒席の場であれば腹を割った円滑な意思疎通ができるなどの理由は公費を支出する根拠にはならないと主張していたのですが、公費接待が悪しき慣習として存在していた当時の事情から、裁判所も業務上の必要性を全面否定することをためらったと思います。不満もありましたが、警察関係で実際に金銭を返還するよう命じた初めての判決でもあり、勝訴と受け止めて控訴せず、相手方も控訴をしなかったため、この判決で事件は終了しました。

この間、同じ総務課の平成6、7年度の業務視察・事務連絡を名目とする出張につきカラまたは無駄出張の疑いがあるとして進められていた住民訴訟では、被告である当時の総務課長2名・会計課長1名の尋問が終わり、実際に出張した当時の課長補佐の尋問だけ、同人の病気のため延期され残っていました。この証人尋問は5月9日に予定されていましたが、5月7日になって突然被告の代理人から証人尋問をしないで「請求を認諾する」旨の連絡が入りました。請求されている約140万円の金額を争わないで宮城県に返還するというのです。金は返すが、真相は明らかにならないということであれば、私達の目的が達成されませんので、急いで請求の拡張を申し立てるとともに、5月9日法廷で請求受諾の理由を相手側代理人に問いただしました。しかし、訴訟の負担に耐えられなくなったという理由にならない説明が返ってきただけでした。そして、拡張前の請求については認諾をしてしまいましたので、私達も残念ですが、真相究明は他の手段で行うことで請求拡張を断念して訴訟は終了となりました。

証人尋問予定日が、差し迫った4月22日、宮城県の情報公開審査会は、県警の食糧費と旅費に関する情報公開の中で非開示とされた部分について、ほとんどを公開するようという答申をおこない、それまで黒塗りとなっていた部分がやがて明らかになるという状況にありました。私達

も各地の県警に出張に関する照会をしたりするなどして証人尋問の備えており、問題点が煮詰まってきたところだったので、「請求の認諾」は県警が真相究明を避けるための最後の手段に訴えたものだと考えています。

5月24日、答申に基づく黒塗り部分の開示が行われました。食糧費で言えば、隠されていた懇談会の出席者は、仙台地検検事正、仙台国税局長、民間企業に再就職した警察OBでした。もちろん具体的捜査と何の関係もない意見交換という名目の接待懇談にすぎず、裁判に巻き込みたくないという配慮からの不開示であったことは明らかです。このような恣意的な情報公開条例の運用をすることは許されません。旅費については、警部以上の氏名が明らかになったことで、より出張の実態が明確になってきました。一部の職員だけが数多くの出張を重ねていますので、今後他の情報と突き合わせの中で真相に迫っていきたいと思います。



## 県警犯罪捜査報償費

仙台市民オンブズマン 弁護士 小野寺 信 一

犯罪捜査報償費とは、捜査に協力してくれた人に支払われる謝礼である。私達は、これこそが警察の不正経理の奥の院とみている。何せ件数がすごい。平成9年度県費による支出件数は2984件、国費8348件である。捜査経費の手引きによれば、国費の使途は、協力者に対する謝金に限られていないが、仮に国費の3分の1が謝金に使われたとしても、又、これらの件数が、のべ人数であるとしても、 $2984 \text{ (県費)} + \{8348 \text{ (国費)} \times 1/3 = 2782\} = 5766$ という信じ難い件数の支出が行われていることになる。偶発的・突発的に支出される犯罪捜査報償費が、1日平均15.7件、捜査協力者に支払われ、それが毎年全ての警察署でほぼ使い切りというのは、不自然極まりないことである。被告（県警の会計課長、知事、監査委員）は、原告らの監査請求が特定性に欠け、適法な監査を経ていないので却下されるべきであると主張している。不正がないなら堂々と実態審理に入れればいいのだが、必死でドアを開けないとする姿を見せつけられると、益々、不正のにおいがたちこめてくる。知事と県警本部長に6月4日に公開質問書を出したが、この犯罪捜査報償費も自主調査の対象に

含めるべきであると強調した。裁判は次回6月17日に行  
行協議の期日が入っているが、裁判所と知事がどのような  
対応を見せるか注目される。

## 医学研究費住民訴訟

仙台市民オンブズマン 野 呂 圭  
弁 護 士

仙台市が「医学研究費」という名目で、仙台市立病院が  
「医学研究費」及び「救護医療研究費」という名目でい  
ずれも条例に基づかずに公金を支出していたという問題の住  
民訴訟は、医学研究費等の実態に踏み込んできました。ま  
ず、医学研究費等の受給者らの交付申請書及び結果報告書  
の内容をみると、研究課題と書籍代、学会参加費、雑費と  
の関連性が不明なものが多く、交付限度額を全部使い切っ  
ており、支出金額も1万円単位で記載されていることが分  
かりました。そこで、オンブズマンでは、本年4月と5月  
に、仙台市健康福祉局等の医師ら及び仙台市立病院の医師  
らにそれぞれ医学研究費等で購入した資料（書籍、論文等）  
や雑費の内訳を領収書とともに明らかにするよう照会しま  
した。そして、仙台市健康福祉局等の訴訟ではその回答が  
書証として提出されました。その回答書をみると、ほと  
んどの全て領収書が存在していませんでした。仙台市健康福  
祉局は河北新報の取材に対し、「領収書類を極力保存、管  
理することが求められる。」との見解を公表していますが、  
実態はこれとは全く逆になっています。また、同一受給者  
についての回答書と既に提出されている医学研究結果報告  
書を比較すると、回答書の内訳金額と報告書のそれが異な  
っているものも複数ありました。これは、報告書の記載が  
いかにもいい加減なものであったか、またその報告書の検査  
体制もいかに杜撰だったかを如実に示すものと言えます。

なお、住民訴訟の中で頼れた上記資料を踏まえて4月に  
住民監査請求を行いました。請求期間経過を理由に却下  
され、なお書きで請求期間の要件を満たしたとしても昨年  
の監査請求と同一内容なので改めて監査を行う必要はない  
という回答で、違法な公金支出問題を解明しようという姿  
勢が全く見られないものでした。



## 政務調査費訴訟報告(住民訴訟・国賠)

仙台市民オンブズマン 松 下 明 夫  
弁 護 士

仙台市議会各会派の平成12年度の政務調査費は、仙台  
市民オンブズマンの情報公開請求によって開示された資料  
で検討すると、旅費などの比率が、高い会派では85.7%、  
低い会派でも30%以上であり、台湾への4日間の活動費  
が約406万円という会派すらある。旅費などへの使用が異  
常に高率であるということは、それは隠れ蓑であって、各  
会派が政務調査費を本来の目的である市政に関する調査の  
ためになど活用しておらず、第2の歳費として使っている  
のではないかという疑いが濃厚である。そこで提起した住  
民監査請求に対しては、監査委員は、対象の特定性を欠く  
との理由で門前払いとした。仙台市民オンブズマンは、各  
会派に対する不当利得返還請求の住民訴訟と監査委員及び  
仙台市に対する国賠訴訟を提起した。

住民訴訟においては、市が開示した資料によって不正使  
用が疑われる以上、各会派が適正に使用していると反論し  
たいのであれば、それを立証する領収書などを提示するべ  
きだとしてその提出を求め、裁判所に対しても文書提出命  
令の申立を行っている。しかし、各会派は、そのような文  
書は存在しないとか、会派によって取扱いがまちまちであ  
るため、一くくりでは対応できないなどとして、提出を拒  
んでいる。このような対応は、適正使用を裏付ける領収書  
などは元々ないのであって、そのため開示できないし、立  
証もできないことを如実に示すものと思われる。また、国  
賠訴訟においては、どの点が、監査対象の特定性を欠くの  
か、何があれば監査を行うのかについて未だに明確な答弁  
はない。

両訴訟は別事件ではあるが、密接に関連するため仙台地  
裁第二民事部で事実上同時並行して審理が進められている。

## 県警旅費・食糧費情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン代表 齋 藤 拓 生  
弁 護 士

県警旅費・食糧費についての情報公開については、同一  
の案件について、裁判所での非開示処分取消訴訟とともに、  
県情報公開審査会への不服申立も行なっていました。

裁判と不服申立との最大の違いは、イン・カメラ方式で  
す。イン・カメラ方式とは、非開示処分とされた部分を実  
際に見て、非開示事由があるか判断する方法です。裁判で  
は、イン・カメラ方式が採用されていませんが、県情報公  
開審査会への不服申立手続では、イン・カメラ方式が採用  
されています。

県情報公開審査会は、県警旅費・食糧費情報について、  
県警の主張の大部分を退けて、非開示処分を取り消すよう  
答申しました。

審査会の委員が、実際に非開示部分を見た上で、非開示



事由はないと判断したのですから、極めて説得力がある答申です。

答申に対し、県警では、公開に従うとの態度を示し、知事は、5月24日、答申にしたがって、従来の非開示処分を変更して、情報の公開を行ないました。公開された情報を分析した結果では、県警の旅費の不正支出の疑いが濃厚です。

裁判の方は、今後は、情報公開審査会の答申によってもなお非開示となっている部分に絞って争われることとなります。

本件を通じて、同一の案件について、裁判所での非開示処分取消訴訟とともに、県情報公開審査会への不服申立を行なうことの有効性が、確認されました。

## 県警報償費情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン 弁護士 鈴木 寛

5月23日に証人尋問が行われました。原告から、証人として元警視庁の一般職員として勤務していた大内顕氏を証人申請していましたが、裁判所は、宮城県警と警視庁とは異なるはずであり、証拠の関連性がないとして、大内証人を採用しませんでした。原告からは、反論の意見書を提出するなどしてぎりぎりまで大内証人の採用を求めましたが、裁判所の考えは変わりませんでした。宮城県警と警視庁とで報償費支出の実態が違うということはないはずですので、裁判所の対応は極めて問題だと思われま

す。結局、5月23日の証人尋問期日は、被告申請の丹野証人（宮城県警職員）の尋問のみが実施されました。原告からの反対尋問により、情報公開による警察職員に対する攻撃等があるとの懸念は杞憂にすぎないこと、対象文書を非開示としていても何ら意味がないこと等の点が浮き彫りにされた形となり、反対尋問としては成功したと考えております。

今後は、情報公開審査会の答申を受けて、報償費の非開示文書についての対応が変わるのかを見極めた上で、最終準備書面を提出して、結審となる予定です。

## 仙台高検・仙台地検調査活動費 不開示処分取消訴訟

仙台市民オンブズマン事務局長 弁護士 坂野 智 憲

仙台高検と仙台地検に対し平成10年度分の調査活動費に関する文書の公開を求めたが、支払明細書の支払明細欄と受取人の領収書は全面不開示とされた。そこで右不開示処分の取消を求めて提訴した。仙台地検の調査活動費は平成10年度840万円だったのが、平成12年度には346万円に激減している。全国の地検・高検・最高検の合計額では、平成10年度約5億5235万円だったのが平成12年度には

約2億2582万円余に、平成14年度の予算では約8000万円まで激減している。調査活動費は裏金とされ検察幹部の遊興費などに流用されているという疑惑が指摘されている費目であり、かかる指摘を受けて減らしたとしか考えようのない激減ぶりである。しかし訴訟において被告はコンピューターの整備予算に振り向けたための激減であると強弁している。今後支出当時及び不開示処分時の仙台地検検事正、仙台高検検事長と裏金疑惑を告発しようとしていた三井環前大阪高検公安部長を証人申請する予定である。

## 東北公安調査庁の調査活動費の 支出に関する情報公開訴訟報告

仙台市民オンブズマン 弁護士 十 河 弘

当裁判は平成13年6月1日にほぼ全面不開示とされた東北公安調査局の調査活動費の支出に関する資料（平成11年度）の公開を求めるものです。調査活動費は情報提供者への謝礼等に充てられるものですが、支出額全部が使われなくなるという不自然さで、不正支出の疑いも濃厚です。被告は一義的な「情報の単位」なる概念を持ちだし、大阪府知事の交際費に関する相手方氏名の不開示を容認した最高裁判例と結びつけて不開示が正当であると反論し、不開示文書の書式すら明らかにしません。オンブズマンは被告の抽象論に対し、「支出年月日」「支出額」「支出担当者」などの記載だけでも極めて有益な情報であり、これらの情報によってカラ出張などが明らかになったとの歴史や具体例をもって反論し、被告の一義的な「情報の単位」の考え方が誤っていることを指摘しています。

次回期日は6月28日（金）午後1時10分と指定されました。

「在外公館報償費（機密費）情報公開訴訟」で、被告側は不当にも本件を東京地裁に移送するよう申立を行っていましたが、仙台地裁は2002年3月29日、オンブズマン側の主張をほぼ全面的に認め、これを却下する決定を行いました。これに対し外務大臣は仙台高裁に即時抗告を申立ていましたが、高裁も5月28日これを棄却。これで終りかと思ったら、外務大臣は、最高裁判所に対する抗告の許可を仙台高裁に求める申立（許可抗告申立）をしたとのこと。何と往生際の悪いことか。

# 「仙台市民オンブズマン」の活動

2001.12.17～2002.6.14

- 2001.12.17 県警食糧費公判  
 // 東北公安調査局情報公開公判  
 // オンブズマン12月例会・忘年会  
 18 米山町風のシェーブル公判  
 20 県警旅費公判  
 // 官遊地公判  
 // 矢本町議会議長ら来所  
 25 宮城総研昆野氏らと打合せ  
 26 仙台市三役政策会議関係文書等一部開示  
 // 国有林測量談合関係文書開示（仙台市）  
 27 県政策会議関係文書・子ども病院関係文書一部開示  
 // 国有林測量談合関係文書開示（県）
- 2002.1.11 東北公安調査局情報公開訴訟打合せ  
 15 HP打合せ  
 16 矢本町議会議政務調査費講演  
 18 オンブズマン1月例会  
 // 市議会海外視察報告書入手  
 19 宮城総研情報公開について講演  
 21 県警食糧費公判・結審  
 // 政務調査費公判  
 // ワールドカップキャンプ誘致関係文書一部開示  
 22 医学研究費（市）公判  
 // 県警報償費公判  
 26 全国連絡会議拡大幹事会  
 28 県議会海外視察報告書開示  
 // 高検情報公開公判  
 29 仙台空港国際化促進協議会ホノルル調査団関係文書開示  
 30 国有林野測量談合監査請求（県・仙台市）



- 6 県警旅費打合せ  
 7 医学研究費等（市立病院）公判  
 8 仙台市・市立病院医学研究結果報告書開示  
 12 米山町風のシェーブル公判  
 13 東北公安調査局・検察情報公開打合せ  
 14 県警報償費情報公開公判  
 // 県警旅費・食糧費情報公開公判  
 // バルーン大会控訴審判決



- 31 郵政事業庁情報公開担当者との懇談  
 2.1 東北公安調査局情報公開打合せ  
 2～3 北海道・東北市民オンブズマンネットワークいわき例会  
 5 地検情報公開公判  
 // オンブズマン・タイアップ合同新年会



- 15 県警旅費住民訴訟打合せ  
 // オンブズマン2月例会  
 18 東北公安調査局情報公開公判  
 21 官遊地公判  
 // 県警旅費証人尋問  
 22 住民訴訟制度改悪問題についての日出英輔参院議員との懇談





- 25 政務調査費公判
- 26 仙台空港ビル(株)関係文書一部開示
- 3. 1 政務調査費条例制定状況等調査
- 4 仙台市議会海外調査報告書閲覧・謄写
- 〃 政務調査費弁護団会議
- 5 福島大学地域政策研究会で報告
- 7 情報公開弁護団会議
- 〃 オンブズマン3月例会



- 10 J.M. ブイッサー氏(フランス政治学研究財団研究員)来所
- 11 高検情報公開公判
- 14 県警旅費証人尋問
- 15 東北公安調査局情報公開弁護団会議
- 18 医学研究費等(市立病院)公判
- 19 県警報償費公判
- 〃 仙台地検情報公開公判
- 20 第6回全国情報公開度ランキング発表
- 〃 国有林野測量談合監査結果通知(市長等へ勧告)
- 24 全国連絡会議拡大幹事会
- 25 県警食糧費住民訴訟判決



- 〃 国有林野測量談合監査結果通知(県・却下)
- 26 医学研究費(市)公判
- 29 外務省情報公開訴訟移送申立却下決定についての記者会見
- 4. 2 タイアップグループ4月例会
- 4 県警旅費・米山町風のシェーブル住民訴訟打合せ

- 5 11都道府県公安委員連絡会議関係文書開示請求
- 9 米山町風のシェーブル住民訴訟証人尋問
- 10 政務調査費住民訴訟打合せ
- 11 県警旅費・食糧費、報償費情報公開訴訟公判
- 12 東北公安調査局情報公開訴訟打合せ
- 17 オンブズマン4月例会
- 18 国体に関するアンケート発送
- 22 政務調査費住民訴訟、国賠訴訟公判
- 〃 情報公開審査会、県警旅費・食糧費文書開示拡大の答申提出、カブズマン記者会見
- 23 医学研究費等に関する住民監査請求
- 25 11都道府県公安委員連絡会議関係文書一部開示
- 30 県議会海外視察報告書開示
- 5. 1 南郷町住民来所
- 〃 タイアップグループ支援企画についての打合せ
- 2 仙台市タイハックル関係文書一部開示
- 7 県警旅費住民訴訟打合せ
- 8 県警旅費住民訴訟被告認諾の件についての記者会見
- 9 県警旅費住民訴訟公判
- 13 東北公安調査局情報公開訴訟公判
- 14 仙台地検情報公開訴訟公判
- 〃 県警報償費住民訴訟公判
- 〃 タイアップグループ支援企画打合せ
- 16 医学研究費(市立病院)公判
- 17 オンブズマン5月例会
- 20 医学研究費(市)弁論準備
- 〃 第10回全国大会会場の件で打合せ
- 〃 仙台高検情報公開訴訟公判
- 〃 外務省・県警報償費等情報公開訴訟打合せ
- 22 都市再開発事業打合せ
- 〃 薬害タイアップ仙台支部例会
- 23 県警旅費・食糧費、報償費情報公開訴訟証人尋問
- 24 情報公開審査会の答申を受け県警警部氏名等開示
- 27 オンブズマン会報打合せ
- 〃 仙台市監査事務視察関係文書開示
- 〃 米山町風のシェーブル打合せ
- 28 米山町風のシェーブル住民訴訟証人尋問
- 〃 外務省情報公開移送申立即時抗告を棄却
- 30 県議会政務調査費関係文書開示
- 6. 1 全国連絡会議拡大幹事会
- 2 仙台市政務調査費・市立病院図書受入台帳開示
- 〃 政務調査費弁護団会議
- 4 県警公金不正支出調査についての申し入れ
- 〃 タイアップグループ例会
- 5 仙台国際センターと全国大会の件で打合せ
- 6 県警旅費住民訴訟
- 〃 大年寺山上告審打合せ
- 7 仙台市医学研究費等一部開示、県警犯罪捜査報償費等一部開示
- 10 政務調査費住民訴訟
- 13 県議会海外視察報告書開示
- 14 会報「オンブズマン」NO16発行



# オンブズマン支援企画VIが決まりました 「津軽三味線で元気を ギターで癒しを」です

いや

今年の最大のイベントは、なんと言ってもサッカーの「ワールドカップ」だと、思っている方も多いのではないのでしょうか。

でも、私たち仙台市民オンブズマン・タイアップグループにとっての最大のイベントは、なんと言っても10月の「オンブズマン支援企画」なのです。今から心の準備をはじめ、家族や友人にも声をかけて、「ワールドカップ」に負けないような盛り上がりに行きましょう。

第6回目となる支援企画ですが、目玉は、地元の出演者と県外の出演者2つのグループが出演すること。ですから、1度で2回分楽しめる？ というすぐれた企画内容です。

今回の詳しい日時は、下記の通りですが、出演者について若干紹介します。



まず、昨年津軽三味線の演奏と勇壮なねぶた囃子まで披露してくれた青森県弘前で活躍している「夢幻会」多田あつし他の皆さん。今年も若くエ

ネルギッシュな演奏を舞台せましと響かせてくれるでしょう。多田さんは、全日本津軽三味線A級選手権で優勝したあと、海外・国内各地で演奏活動をされています。昨年は多田さんのあのビビッドな弦さばきに惹かれた方も多いはずです。

初出演となるのは、仙台在住で吟遊詩人クラブ熊谷牧夫さんのギター演奏です。ギターの調べはどことなくホットさせてくれますね。この時期(秋)にはぴったりです。



熊谷さんは、仙台生まれ。中学時代からギターをはじめ、学生時代からコンサート活動をおこなっています。真木雄三、熊野圭のペンネームで編曲譜を多数出版されています。現在、「癒しのライブ」と銘打って年間30回以上のコンサート活動も行っているそうです。

熊谷さんを紹介した、タイアップの佐藤栄一さん曰く「ちゃらちゃらじゃないホンモノが聞けるよ」・・・納得。

仙台市民オンブズマン支援企画VI

## 津軽三味線で元気を —和と洋の競演— ギターで癒しを

いや

と き / 10月16日(水) 18:30開演

ところ / 仙台市青年文化センター シアターホール

仙台市青葉区旭ヶ丘3-27-5 TEL022-276-2110

入場料 / 3,000円 (全席自由)

# タイアップへの期待

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ会長  
弁護士 佐川 房子



先日おこなわれた例会は、ワールドカップの日本対ベルギーの試合時間と重なり、何となく落ち着かない会議となったが、あのサポーターの沸き立つ熱気の波には圧倒される思いがあった。そしてタイアップグループにもこの大波が必要なのだった。

タイアップが結成されてから今年で9年目になる。また2003年は仙台市民オンブズマン結成10周年にあたる。この10周年を記念して、同年8月オンブズマンの全国大会が仙台市で開催され、全国から500ないし600名のオンブズマンやタイアップ会員の出席が予想されている。

これまでタイアップは5回にわたりオンブズマン支援のコンサートを開催して支援金を送ったり、シンポジウム、学習会をおこなって、オンブズマンの取り組んでいる問題について学習し、また懇親会を行って、オンブズマンとの交流を深めてきた。このような地道な活動が、仙台でのオンブズマンの全国大会を経験することによって、やがてあのサポーターのような大きなタイアップの波となることを期待してやまない。全国大会の分科会などで取り上げられる問題はこれから協議して決まるといふ。この際、タイアップの方からも問題を提起することは、たとえその問題が

採用されなかったとしてもオンブズマンとの、より一層の一体感を深めることになるのではないかとと思う。これまでよく言われてきたことではあるが、オンブズマンとタイアップは車の両輪である。全国大会を成功させるためには、私たち一人ひとりが、その自負のもと、会員を拡大して、広くタイアップの活動を知ってもらうこと、活動資金の充実を図ること、さらなる研鑽を積むことが必要ではないかと考える。

## 回文コーナー

★★★  
回文士 ほう そう そう ほ 歩

いよいよワールドカップサッカーが開幕しました。

○ 監視! フーリガンが理不尽か ○

となるのも困りものですが、

○ 紳士フリーガン会見 どんどん警官が理不尽し ○

となるのも困りものです。

ただ、いくら紳士の国でも「紳士フリーガン」というのは論理矛盾でしょうか。

サッカーで浮かれているうちに、ついつい忘れそうになるのが鈴木宗男議員です。本人は未だ議員の椅子にしがみつこうです。

○ 悪あがき だんまり宗男 辞任嫌 夜陰二時 お眠り 未だ気があるわ ○

※つい最近、オンブズマン発祥の国スウェーデンに行つて来ました。国民番号制と個人情報保護のテーマでの日弁連調査旅行でしたが、しっかりプレスオンブズマンや議会オンブズマンとも会ってきました。仙台市民オンブズマンやタイアップで報告の機会があればと思います。今回の回文は、まだ時差はけから立ち直れずに作ったせいか自分でもイマイチです。最後の「未だ」は「まんだ」となまらずを得ませんでした。

## 会費納入のお願い

■6月は、会費などのメの月になります。会費未納の方、納入をお願いします。会費納入状況確認は、事務局までご連絡下さい。

### 〈会費納入先〉

七十七銀行本店(普通) 6530010  
郵便局振込 02290-6-8050  
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

## 仙台市民オンブズマン・タイアップグループ 第9期総会と懇親会のご案内

とき 7月6日(土)

ところ かんぽヘルスプラザ仙台  
(仙台市青葉区上杉3-7-7 TEL711-7211)

懇親会費 5,000円

オンブズマン総会 13:30~15:30  
タイアップ総会 15:30~16:00  
懇親会 16:30~18:30

すべて参加は自由です。ぜひ、オンブズマンの総会へもご参加下さい  
懇親会は、会費があります。

※出欠確認用のがきを同封しました。ご記入の上、返送ください(切手は不要です)。

## 仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- 会費：年10,000円  
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。  
市民の為の公開講座などを開催する。  
その他の事業の企画、実施。
- 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- 役員：会長 1名、副会長 若干名  
会計 1名、会計監事 2名
- 役員会：必要に応じて開催する。
- 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。